

教育ローン（カードローン型）にかかる、保証委託約定（横浜信用保証株式会社）、保証委託約款（株式会社ジャックス）、教育ローン（カードローン型）借入規定（株式会社横浜銀行）

保証委託約定（横浜信用保証株式会社）

第1条（約定返済の遵守）

保証委託者は、銀行からの借入金のうち保証会社の保証を受けるものについては、返済期日に約定どおり返済をし、保証会社にいっさい負担をかけません。

第2条（委託の範囲）

保証委託者が保証会社に委託する保証の範囲は、表記記載の借入契約にもとづき、保証委託者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務（以下「借入金債務」という）の全額とします。

第3条（手数料等）

1. 保証委託者はこの保証にともない保証会社に対し、保証会社所定の手数料を支払います。
2. 保証委託者が借入金債務を繰り上げて返済した場合、固定金利指定型・上限金利型ローンで固定金利適用期間中・上限金利適用期間中の時は、事務取扱手数料として保証会社所定の手数料を支払います。
3. この契約により発生する次の費用等については、借入契約の際に保証委託者が銀行に差し入れた金銭消費貸借契約証書等の契約書（以下「借入契約証書」という）の支払指定口座（以下「支払指定口座」という）から自動振替の方法により支払うものとします。ただし、保証委託者は、保証会社が必要と認めた場合は、保証会社指定の預金口座へ振り込む方法により支払う等、保証会社が別途定めた方法により支払うことに同意します。
①手数料 ②郵便料 ③その他の諸費用 ④収入印紙代 ⑤前各号にかかわる振込手数料
4. 支払指定口座が変更された場合には、変更後の支払指定口座から前項の費用等を引き落とすものとします。

第4条（担保）

1. 次の各場合において、保証会社が請求したときは、保証委託者は直ちに保証会社が適当と認める担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
①保証委託者の信用状態に変化が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
②保証会社に提供した担保について毀損、滅失、価値の下落などにより担保価値が減少したとき。
③保証人について第7条第1項の各号（ただし、本項に違反した場合を除く）の事由が一つでも生じたとき。
2. 保証委託者は担保の目的物について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により保証会社の承諾を得るものとします。保証会社は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. 保証委託者が保証会社に対する求償債務を履行しなかった場合には、担保は必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により保証会社において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の弁済にあてることができるものとします。取得金を保証委託者の債務の弁済にあてた後に、なお保証委託者の債務が残っているときは、保証委託者は直ちに保証会社に弁済するものとし、取得金に余剰金が生じたときは保証会社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. 保証委託者の提供した担保について、事変、災害、輸送中のやむをえない事故等保証会社の責めに帰すこと

のできない事情によって損害が生じた場合には、保証会社は責任を負わないものとします。

第5条（代位弁済）

保証委託者は、保証委託者が借入金債務の履行を怠ったため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証会社が保証委託者に対して事前の通知をせずに銀行に弁済することを承諾します。

第6条（求償の範囲）

保証委託者は保証会社が銀行に対して保証債務を履行したときは、下記各号に定める金員を保証会社に直ちに支払います。

- ①保証会社が銀行に弁済した借入元金、利息、損害金、その他いっさいの債務および費用。
- ②前号により保証会社が支出した金員に対し、支払日の翌日以降年14%の割合による損害金（年365日の日割計算）。
- ③保証会社が弁済のために要した費用。
- ④保証会社の保証委託者および保証人に対する権利の行使、債権の保全または担保の取得、取立もしくは処分のために要した費用およびこの契約に関して発生したいっさいの費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）。

第7条（事前求償権）

1. 次の各号に該当した場合は、保証会社は、第5条の代位弁済前であっても保証会社からの請求によって、保証委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
 - ①借入金債務について弁済期が到来したとき、または期限の利益を失ったとき。
 - ②保証委託者または担保権設定者がこの求償権を担保する保証会社との担保設定契約に違反したとき。
 - ③この求償権の担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - ④保証委託者が第4条第1項または第9条の規定に違反したとき。
 - ⑤前各号のほか保証委託者の信用状態に著しい変化が生じるなど借入金債務の支払いができなくなる相当の事由が生じたとき。
2. 保証会社が前項により事前求償権を行使する場合には、保証委託者は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。求償権について担保を設定した場合でも同様とします。ただし、保証委託者が事前求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を履行するものとします。

第7条の2（反社会的勢力の排除）

1. 保証委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 保証委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 保証委託者または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、保証委託者との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は、第5条の代位弁済前であっても、保証会社からの請求によって、保証委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により、保証委託者または保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、保証委託者および保証人がその責任を負います。

第8条（弁済の順序）

1. 保証委託者または保証人の弁済した金額が、この契約にもとづく保証会社に対する求償債務、損害金その他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
2. 保証委託者または保証人が、この契約にもとづく保証会社に対する求償債務、損害金その他の債務およびこの契約以外の保証委託契約にもとづく債務を保証会社に負担している場合に、保証委託者または保証人の弁済した金額が保証会社に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により、いずれの保証委託契約から生じる債務（ただし、弁済者が債務を負担していないものを除く）にも充当することができるものとします。

第9条（代り証書等の提出）

事変、災害等保証会社の責めに帰すことができない事情によって証書その他書類が紛失、滅失または損傷した場合には、保証委託者は、保証会社の請求によって代り証書等を提出するものとします。

第10条（届出事項）

1. 保証委託者の住所・氏名の変更、または勤務先の変動があったときは、保証委託者は直ちに書面によって保証会社に届け出るものとします。
2. 前項のほか、保証会社へ差し入れた担保の状況、保証委託者または保証人の信用状態に著しい変化が生じるなど求償権行使に影響ある事態が発生したときは、保証委託者は直ちに書面によって保証会社に届け出るものとします。
3. 保証委託者が第1項の届出を怠るなど保証委託者の責めに帰すべき事由により、保証会社が保証委託者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったとき、または保証委託者がこれを受領しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（成年後見人等の届出）

1. 保証委託者または保証人は、保証委託者または保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後

- 見が開始されたときは、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに保証会社に届け出るものとします。
- 保証委託者または保証人は、保証委託者または保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに保証会社に届け出るものとします。
 - 保証委託者または保証人は、保証委託者または保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときは、この契約前に第1項または第2項と同様に届け出るものとします。
 - 保証委託者または保証人は、保証委託者または保証人について、前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に保証会社に届け出るものとします。
 - 保証委託者または保証人の前各項の届出の前に生じた保証会社に対する債務に関する損害については、保証会社は責任を負いません。

第12条（調査協力）

保証委託者が銀行に対する借入金債務の返済、または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまでは、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合、保証委託者は保証会社から求められた資料の提出に直ちに応じるほか、担保物件の状況について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。

第13条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、保証委託者が負担するものとします。

- ①（根） 抵当権等担保の設定、抹消または変更の登記等に関する費用。
- ② 担保の目的物の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③ 保証委託者または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第14条（管轄裁判所の合意）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、保証会社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

保証委託約款（株式会社ジャックス）

第1条（借入約定）

保証委託者は保証会社の保証により銀行と取引するについては、この契約のほか、保証委託者と銀行との間で締結した教育ローン（カードローン型）契約（以下「借入契約」という）の各条項に従います。

第2条（委託の範囲）

保証委託者の保証会社に委託する保証の範囲は、保証委託者と銀行との間で締結した借入契約の借入金、利息、損害金の金額とします。

第3条（保証委託契約の成立）

この保証委託契約は、保証会社が保証を適当と認め、借入契約が成立したときに成立するものとします。

第4条（調査）

保証委託者は保証会社がこの保証に関して、保証委託者の財産、収入、信用状況等を調査することに同意する

とともに、保証会社が保証委託者に説明を求めた時は、直ちにこれに応じ調査に協力します。

第5条（保証債務の履行）

1. 保証委託者は銀行との借入契約に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証委託者に対して通知・催告なくして履行されても異議はありません。
2. 保証委託者は保証会社が求償権を行使する場合には、この契約の各条項のほか、保証委託者が銀行との間に締結した借入契約の各条項を適用されても異議はありません。

第6条（求償権）

保証委託者は保証会社の保証委託者に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

1. 前条による保証会社の出損金額。
2. 保証会社が弁済した翌日から年14.60%の割合による遅延損害金。
3. 保証会社がその債権保全及び求償権の行使の為に要した費用の総額。

第7条（求償権の事前行使）

保証委託者が下記の各号の一つにでも該当したときは、第5条による代位弁済前といえども、求償権を行使されても異議はありません。

1. 銀行に対する借入金の返済を一回でも遅延したとき。
2. 被保証債務の期限の利益を失ったとき、又は期限が到来したとき。
3. 仮差押え・差押えもしくは競売の申請又は破産・再生手続開始の申立てがあったとき。
4. 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき。
5. 電子交換所の取引停止処分があったとき。
6. 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
7. 第9条第1項に定める暴力団等に該当したとき。または、第9条第1項各号または第2項各号の一にでも該当したとき。
8. その他債権保全のため必要と認められたとき。

第8条（通知義務）

保証委託者が、その住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、又はその他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに、書面をもって通知し保証会社の指示に従います。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有

すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第10条（担保）

保証委託者は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供又は変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

第11条（充当の指定）

保証委託者が保証会社に対し、この保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、保証委託者の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても差支えありません。

第12条（公正証書の作成）

保証委託者は保証会社の請求があるときはただちに請求債務に関し、強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に必要な、一切の手續を行うことに同意するとともに、その費用は保証委託者の負担といたします。

第13条（管轄裁判所）

保証委託者はこの契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に関わらず保証会社の本社所在地および保証会社の各支店所在地の簡易裁判所を管轄裁判所とします。

（個人情報の取扱に関する問い合わせ窓口）

名称 東京カスタマーセンター（お客様相談室）

〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー

電話 0570-200-615

以上

教育ローン（カードローン型）借入規定（株式会社横浜銀行）

本規定は、株式会社横浜銀行（以下「銀行」という）の教育ローン（カードローン型）に関する規定で、「教育ローン（カードローン型）借入規定」の組み入れが明示されている（契約時に確認・承認している場合を含む）借入契約に適用します。

教育ローン（カードローン型）のご利用には、銀行所定の審査があります。

第1条（届出印）

教育ローン（カードローン型）取引（以下「本取引」という）の届出印は、支払指定口座の届出印とします。

第2条（カードの利用等）

1. 借入要項に定めるカード利用期限まで、「教育ローンカード」（以下「カード」という）を利用して借入・返済（一部返済・全額返済）ができます。
2. 借入を行うときは支払機（現金自動入出金機を含む。以下同じ）にカードを挿入し、届出の暗号、金額等を正確に入力してください。1回あたりの借入金額は、銀行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた範囲内とし、借入金額の単位は、支払機の機種により1千円または1万円単位とします。なお、提携先の支払機使用の場合の1日あたりの借入金額は、銀行が定めた金額の範囲内とします。
3. 支払機の利用にあたり、横浜銀行または提携先所定の支払機利用手数料がかかる場合があります。借入にあたって支払機利用手数料がかかる場合には、借入金に自動的に加算します。
4. 第2項にかかわらず、窓口営業時間内に限り、横浜銀行国内本支店の窓口でも借入の受付ができます。この場合、銀行は借入金を支払指定口座に入金します。
5. 前項により借り入れをする場合には、銀行所定の請求用紙に届け出印の印章により記名押印して、カードが交付されている場合はカードとともに提出してください。なお、銀行は、取引権限の確認のために、本人確認書類や、資金使途の確認資料の提示を求めることがあります。この場合、銀行が必要と認めるときは、この確認ができるまで、銀行は貸越処理を行いません。
6. 返済を行うときは、横浜銀行の現金自動入出金機にカードを挿入し、届出の暗号、金額等を入力することにより、現金による元金の一部返済または、元利金全額返済ができます。なお、入金額が返済額を上回る場合は、上回った金額を支払指定口座に入金するものとします。
7. 前項の返済にあたり、利息の延滞がある場合には、利息延滞額以上の金額で返済をおこなってください。この場合、まず延滞利息額に充当した上で、残額を元金に充当します。この場合、第6項なお書きにかかわらず、入金額が利息延滞額と返済額の合計額を上回る場合は、上回った金額を支払指定口座に入金するものとします。
8. カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
9. カード利用期限到来以後、カードは借主において裁断・破棄するものとします。

第3条（自動支払）

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日までに毎回の元利金返済額（増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を支払指定口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、翌営業日）に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず支払指定口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、支払指定口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。
4. この契約ならびに借主が保証委託する保証会社との保証委託契約に関する契約により発生する次の費用等についても、銀行は第2項に準じて引き落とすことができるものとします。
①手数料、②郵便料、③その他の諸費用、④収入印紙代、⑤前各号にかかわる振込手数料

第4条（カード利用期間中の利息）

1. 契約日からカード利用期限に属する月までは、返済日にその前日までの利息を支払います。

2. 前項の利息については、銀行の定める短期プライムレート連動長期貸出標準金利を基準利率とする変動金利とし、毎月の返済日の利率を次回返済日の前日までの間適用し、毎日の最終残高について計算するものとします。
3. 前項にかかわらず、借入の時点で貸越残高・貸越利息が発生していない場合には、借入時の利率を、次回返済日の前日までの間適用します。

第5条（元利金返済期間における返済額・変動金利）

1. カード利用期限の属する月の翌月から、返済日に元利金を返済するものとします。毎回の元利金返済額は均等とし、増額返済を併用する場合、半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎月返済額に加えて支払うものとします。
2. 元利金返済額は、カード利用期限の借入残高に借入要項の増額返済部分の割合を乗じて計算（1万円以下の端数は切り捨て）した金額を増額返済部分の借入残高とし、カード利用期限の借入残高から増額返済部分の借入残高を控除した金額を毎月返済部分の借入残高として、そのそれぞれにつき、その時点の利率、元利金返済期間により計算します。
3. 毎月返済部分の利息は各返済日に後払いするものとし、月利（毎月返済部分の借入残高×年利率÷12）で計算します。増額返済部分の利息は、増額返済日ごとに後払いするものとし、増額返済部分の借入残高×年利率÷2で計算します。
4. 前項にかかわらず、増額返済部分の計算期間が6か月未満の場合は月利で計算し、毎月返済部分および増額返済部分それぞれについて、計算期間中に1か月未満の端数日数がある場合は、その期間の利息は、1年を365日として日割で計算します。
5. 元利金返済期間の借入利率は、銀行の定める短期プライムレート連動長期貸出標準金利を基準利率とする変動金利とし、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に見直しを行い、新利率に変更します。また、変更後の利率の適用開始日は、4月1日を基準とする利率の見直しはその年の6月の返済日の翌日、10月1日を基準とする利率の見直しはその年の12月の返済日の翌日とします。
6. 前項の借入利率の見直しにともなって、新利率、残存元本、残存期間により新しい元利金返済額を算出します。このため、毎年1月および7月の返済日から新しい返済額となります。
7. 前各項にかかわらず、カード利用期限の借入残高が1万円以下である場合には、カード利用期限の属する月の翌月の返済日に元利金全額を支払うものとします。
8. 第2項または第6項により返済額が決定した場合、銀行は「ご返済予定表」を送付します。

第6条（繰り上げ返済）

1. 借主が、カード利用期限到来後に借入金債務の期限前に繰り上げ返済（一部繰り上げ返済を含む）を行う場合は、次によるものとします。
 - ① 借主が借入金債務を繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、繰り上げ返済日の7日前までに銀行へ通知するものとします。
 - ② 借主が借入金債務の一部を繰り上げて返済する場合には、返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。なお、借入利率は、繰り上げ返済によっては変わりません。
 - ③ 未払い利息がある場合は、繰り上げ返済日にその日までの未払利息金額全額を支払うものとします。
 - ④ 各返済日に返済すべき元金の一部の繰り上げ返済はできないものとし、下表のとおり取り扱います。

	毎月返済のみ	増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金

2. 借主がカード利用期限到来後に繰り上げ返済（一部繰り上げ返済を含む）をする場合や、その他借入要綱の変更をする場合は、銀行所定の手数料を支払うものとします。

第7条（損害金）

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割で計算する）の損害金を支払うものとします。

第8条（借入の制限）

1. カードの利用期限到来後は、新たな借入、カードによる返済をすることはできません。
2. 利息の支払いが延滞している間は、新たな借入をすることはできません。
3. 借主に相続が発生した場合、新たな借入をすることはできません。
4. 銀行は、本取引による借入について資金使途違反の可能性があるとき、借主について第10条第1項または第2項各号、第11条第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたとき、または金融情勢の変化その他の事由が生じたときは、いつでも新たな貸越を停止し、または中止することができます。

第9条（カード利用期限前の取引の終了等）

1. 借主は、カード利用期限までに本取引を解約する場合は、書面で申し出てください。
2. 借主が、カード利用期限までに支払指定口座を解約した場合は、本取引は当然に終了するものとします。
3. カード利用期限までに、借主について第10条第1項または第2項各号、第11条第1項または第2項各号の事由がひとつでも生じたときは、銀行はいつでも借主に通知して本取引を解約することができます。
4. 前三項により本取引が終了したときは、借主は、借入元利金全額を支払うものとします。また、直ちにカードを銀行に返却してください。

第10条（期限前の全額弁済義務）

1. 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - ②借主が第15条の規定に違反したとき
 - ③借主が支払いを停止し、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立をしたとき
 - ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑤担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき
 - ⑥本取引による借入金につき、重大な資金使途違反があったとき
 - ⑦前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとし、
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行にはなんらの請求をせず、また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとし、

第12条（銀行からの相殺）

1. 銀行はこの契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前三条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとし、
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。なお、外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとし、

第13条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については繰り上げ返済の場合に準じるものとし、この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知

をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとし
ます。

3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。なお、外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第14条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第二項のなお書きまたは前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代り証書等の提出）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を提出するものとします。

第16条（暗号照会等）

1. 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ借入が行われた場合には、カードまたは暗号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行および提携先は責任を負いません。
2. 停電・故障等により支払機による借入ができない場合に、磁気カード照合機によりカードを確認し、磁気カード照合機操作の際使用された暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ取り扱いましたときも、当行は責任を負いません。

第17条（印鑑照合）

第2条第5項の請求用紙、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第18条（費用の負担）

借主に対する権利の行使または保全に関する費用、その他の諸費用は借主が負担するものとします。

第19条（届出事項）

1. カードに偽造・紛失・盗難があった場合や、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。

2. 銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、借主が前項の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、延着しもしくは到達しなかったとき、または借主がこれを受領しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第20条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、借主について、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときは、この契約前に第1項または第2項と同様に届け出るものとします。
4. 借主は、借主について、前三項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に銀行に届け出るものとします。
5. 借主の前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第21条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態に著しい変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第22条（債権譲渡）

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行から借主に対し通知をしないかぎり、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第23条（規定の変更）

1. 銀行は、本規定の内容を変更することがあります。
2. 本規定の内容を変更する場合、銀行は1ヶ月前までに、変更する旨、変更後の規定および効力発生時期を通知またはホームページに掲載します。

以上

（平成28年12月12日制定）

（令和5年6月15日改定）